

デイサービス 桜の郷元気 ひたちの長岡 「指定居宅サービス」重要事項説明書
～通所介護＋介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業～

当事業所は介護保険及び茨城県、水戸市の指定を受けています。
通所介護(茨城県指定 第 0873101699 号)
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

当事業者は契約者(利用者)に対して指定通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	9
6. 職員の配置状況	10
7. 契約締結からサービス提供までの流れ	11
8. サービス提供における事業者の義務	13
9. サービスの利用に関する留意事項	14
10. 損害賠償について	14
11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況等	14
12. 契約の終了について	15
13. 連帯保証人について	16

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 泰仁会
- (2) 法人所在地 茨城県石岡市小倉442-1
- (3) 電話番号 0299-43-0811(代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 永山 直人
- (5) 設立年月日 平成 7年 1月 9日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 令和元年 10月 1日指定
茨城県第08730101869号
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所
令和元年 10月 1日指定
- (2) 事業所の目的 指定通所介護・第一号通所介護事業所は、介護保険法令及び介護予防・日常生活支援総合事業に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に通所介護サービス、第一号通所サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービス 桜の郷元気 ひたちの長岡
- (4) 事業所の所在地 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3652-32
- (5) 電話番号 029-353-6661(代表)
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 木下 成哲
- (7) 事業所の運営方針 当施設のサービス目標は、ご利用者が「ここを利用して本当に良かった」とご満足の行くサービスを提供することによって、ご家族の介護負担の軽減をお手伝いすることにあります。そのためには、人、物、情報等、といった資源を大切にしてお客様が安心して生活できるスペースを確保して、マンパワーの専門性、高度な技術の向上を図り、ご利用者の自立支援してまいります。
- (8) 開設年月日 令和元年 10月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 茨城町・水戸市・小美玉市・笠間市・大洗町
- (10) 事業所の概要
 - 建物の構造 木造合金メッキ銅板ぶき平屋建
 - 建物の延べ床面積 1306.20㎡
 - 事業所の周辺環境 当施設は国道から少し入った場所に立地しアクセスも良く、近隣には小学校もあり、元気な子供の声が聞こえ、日中にはにぎやかな環境にあります。

(11) 営業日及び営業時間

	通所介護 第一号通所事業
受付時間	8:30～17:30 (原則として)
サービス提供時間	9:30～16:30 (通常時間)
時間延長	16:30～21:00 (希望により延長)

(12) 利用定員

○通所介護・第一号通所事業

30名

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 基 準
1. 管 理 者	1名以上
2. 介 護 職 員	4名以上
3. 生 活 相 談 員	1名以上
4. 看 護 職 員	1名以上
5. 機 能 訓 練 指 導 員	1名以上

*常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介 護 職 員	勤務時間: 早番 7:30～16:30 日勤 8:30～17:30 遅番 A 9:30～18:30 遅番 B 10:00～19:00
2. 看 護 職 員	勤務時間 8:30～17:30
3. 機 能 訓 練 指 導 員	月～日曜日 8:30～17:30

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- 通所介護サービス
- 第一号通所サービス

また、それぞれのサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険、指定第1号事業支給費から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付、指定第1号事業支給費の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスの利用料金については、介護保険負担割合証に基づいた額をお支払い頂きます。

<サービスの概要>

① 食 事

- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため快適な食事をとっていただくことを原則としています。

② 入 浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能を回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理・服薬管理

- ・ 看護師が健康管理、服薬管理を行います。

⑥ その他、自立への支援

- ・ 適切な整容(整髪、爪切り、髭剃り等)を援助します。
- ・ 昼食後、口腔ケアを行います。

<サービス利用料金(1回あたり)>(契約書第9条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額、指定第1号事業支給費を除いた金額(自己負担額)と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)又、その他に、専門職配置等による加算につきましても、下記の表に記載されている金額をお支払いください。

<通所介護>

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円	669円
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円	791円
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円	915円
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円	1,041円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円	1,168円

※延長 9時間以上の延長をご希望の方は、1時間毎に50円の追加となります。

<各種加算>

① 入浴加算 (40円/回)

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行います。
- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行います。

② 個別機能訓練(Ⅰ)イ(56円/回)

- ・機能訓練指導員を専従で1名配置し、利用者の居宅を訪問、生活状況を把握するとともに、個別機能訓練計画書を作成します。それに基づき5人程度の小集団又は個別にて機能訓練指導員が直接実施します。(※但し、介護職等が訓練の補助は可能です。)

③ 個別機能訓練(Ⅱ)(20円/月)

- ・上記、個別機能訓練(Ⅰ)ロに加えて、個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合に算定できます。

④ 科学的介護推進体制加算 (40円/月)

- ・利用者の心身の基本情報(ADL 値や栄養状態、口腔機能等)を科学的介護情報システム(LIFE)に情報提供し、LIFEによるフィードバックを活用・運用(PDCA サイクル)することにより算定できます。

⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (18円/回)

- ・介護福祉士の割合が50%以上の割合の場合に算定できます。

⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(9.2%/月)

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は①キャリアパス(職員の知識技術の向上)への取り組み、②職員の月額賃金改善、③職場環境等改善への取り組み(入職促進、キャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上、やりがい・働きがいの醸成)の要件を満たすことで算定される加算です。

☆通所介護サービスの利用料金は、1日あたりになります。

☆上記は1割負担の場合であり、2割負担の方は自己負担額が2倍になります。

3割負担の方は自己負担額が3倍になります。負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

<第一号通所事業>

	1回あたり	限度額
事業対象者・要支援1	436円（月1回～4回）	1,798円（月）
要支援2	447円（月1回～8回）	3,621円（月）

① サービス提供体制強化加算（要支援1 72単位／月 要支援2 144単位／月）

・介護福祉士の割合が50%の場合に算定できます。

② 口腔機能向上加算(150単位／月)

・看護師等により口腔衛生、摂食、嚥下機能が低下しないよう、口腔機能を改善できるよう計画に基づき口腔ケア、口腔機能訓練を実施した場合に算定できます。

③介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(9.2%／月)

・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は①キャリアパス(職員の知識技術の向上)への取り組み、②職員の月額賃金改善、③職場環境等改善への取り組み(入職促進、キャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上、やりがい・働きがいの醸成)の要件を満たすことで算定される加算です。

④ 科学的介護推進体制加算（40円／月）

・利用者の心身の基本情報(ADL 値や栄養状態、口腔機能等)を科学的介護情報システム(LIFE)に情報提供し、LIFEによるフィードバックを活用・運用(PDCAサイクル)することにより算定できます。

☆第一号通所介護サービスの利用料金は、要支援1は4回まで、要支援2は8回までは1日毎の料金になり、以降の利用については、月額料金となります。

☆上記は1割負担の場合であり、2割負担の方は自己負担額が2倍になります。

3割負担の方は自己負担額が3倍になります。負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記(2)②参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します

- (2) 介護保険、指定第1号事業支給費の給付対象とならないサービス（契約書第5条）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付、指定第1号事業支給費の支給限度を超えるサービス

介護保険給付、指定第1号事業支給費の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事材料費

料 金：利用1回あたり700円（おやつ代・嗜好品費含む）

③レクリエーション、クラブ活動

契約者（利用者）が希望した場合、レクリエーション内容に応じて材料代等の実費が発生します。*但し、料金が発生する場合には事前に書面にてお知らせいたします。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内 容	通所介護 従来型通所介護
おむつ・パット代	実費負担
マスク代	実費負担

⑥ご利用者の移送にかかる費用

○通所介護・従来型通所介護

通常の事業実施区域外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金を追加して頂きます。10kmを超える場合は基本料金の500円（片道）と10kmを超えた分（1km20円）を合わせて費用を頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金及び費用は、原則として1ヶ月ごとにお支払い下さい。当月の料金及び費用においては、翌月の請求となります。

口座振替 指定口座から毎月15日に自動引落(15日が土日、祝日の際には翌日引落)

契約時に「預金口座振替依頼書」を提出していただきます。

※茨城県に本店をおく銀行(*ゆうちょ銀行以外)

常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会及び同連合会の会員農業協同組合(農協)

*口座振替手数料(77円)は利用者負担となります。

*他の支払い方法については協議の上決定します。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス、第一号通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日(17:00頃)までに事業者へ申し出をお願いします。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料の10% (自己負担額相当)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望に添えない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議とさせていただきます。

5. 事故発生時の対応について

(1) 当事業所ではサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご契約者又は利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。

(2) 事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

(3) 事業者は、サービス提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。

6. 苦情の受付について(契約書第28条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

管理者 木下 成哲

生活相談員 石川 典子

○受付時間 8:30～17:30

○連絡先 029-353-6661(代表)

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しますので、ご利用ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

茨城町役場 長寿福祉課	所在地 茨城県東茨城郡茨城町小提1080番地 電話番号 029-292-1111(代表) 直通番号 029-291-8407 受付時間 9:00～17:00
水戸市役所 介護保険課	所在地 茨城県水戸市三の丸1-5-48 三の丸庁舎2階 電話番号 029-232-9177 受付時間 8:30～17:15
笠間市役所 高齢福祉課	所在地 茨城県笠間市中央3丁目2番1号 電話番号 0296-77-1101 受付時間 8:30～17:15
小美玉市役所 介護福祉課	所在地 茨城県小美玉市上玉里1122 電話番号 0299-48-1111 受付時間 8:30～17:15
鉾田市役所 介護保険課	所在地 茨城県鉾田市鉾田1444-1 電話番号 0291-33-2111 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合	所在地 水戸市笠原町978-26 市町村会館3階 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00～17:00
茨城県運営適正化委員会 (茨城県社会福祉協議会)	所在地 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 電話番号 029-305-7193 受付時間 9:00～17:00

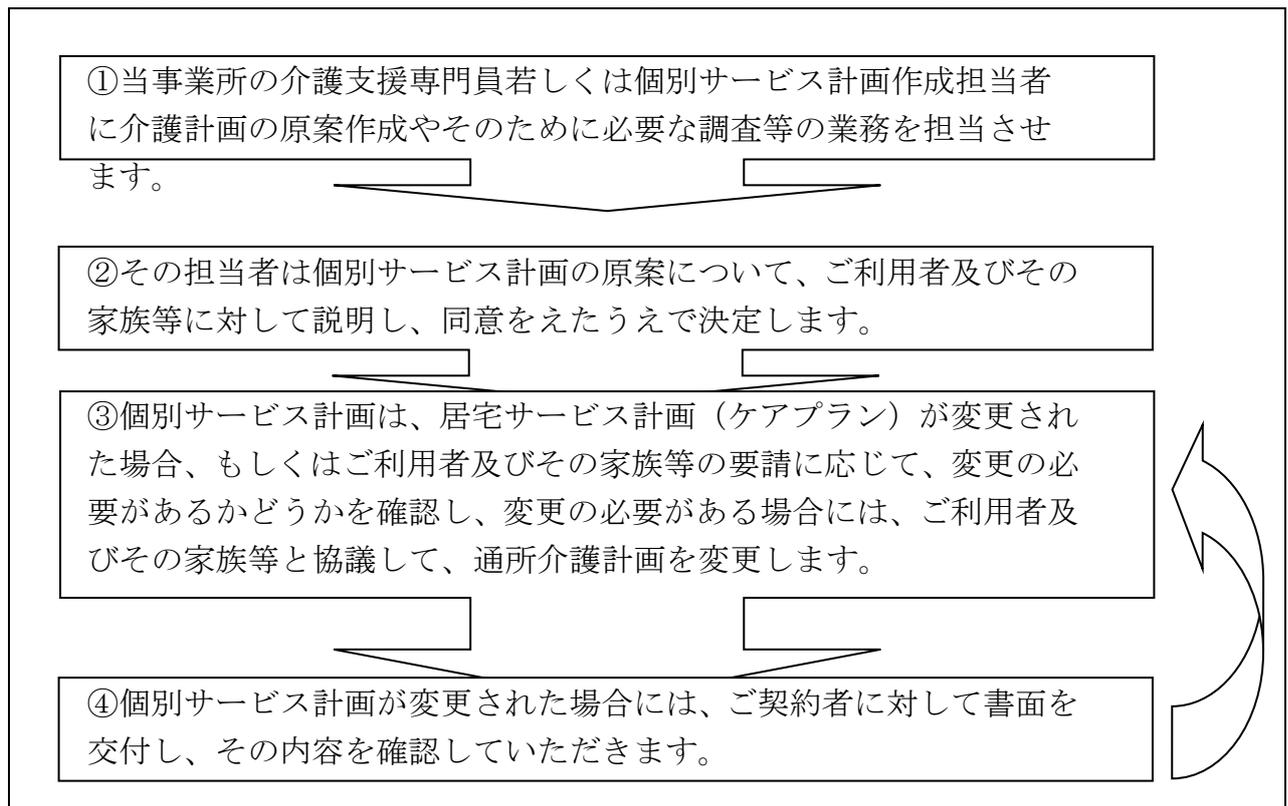
7. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員	契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をを行います。 日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。

8. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それぞれに基づきご契約者にサービスを提供します。

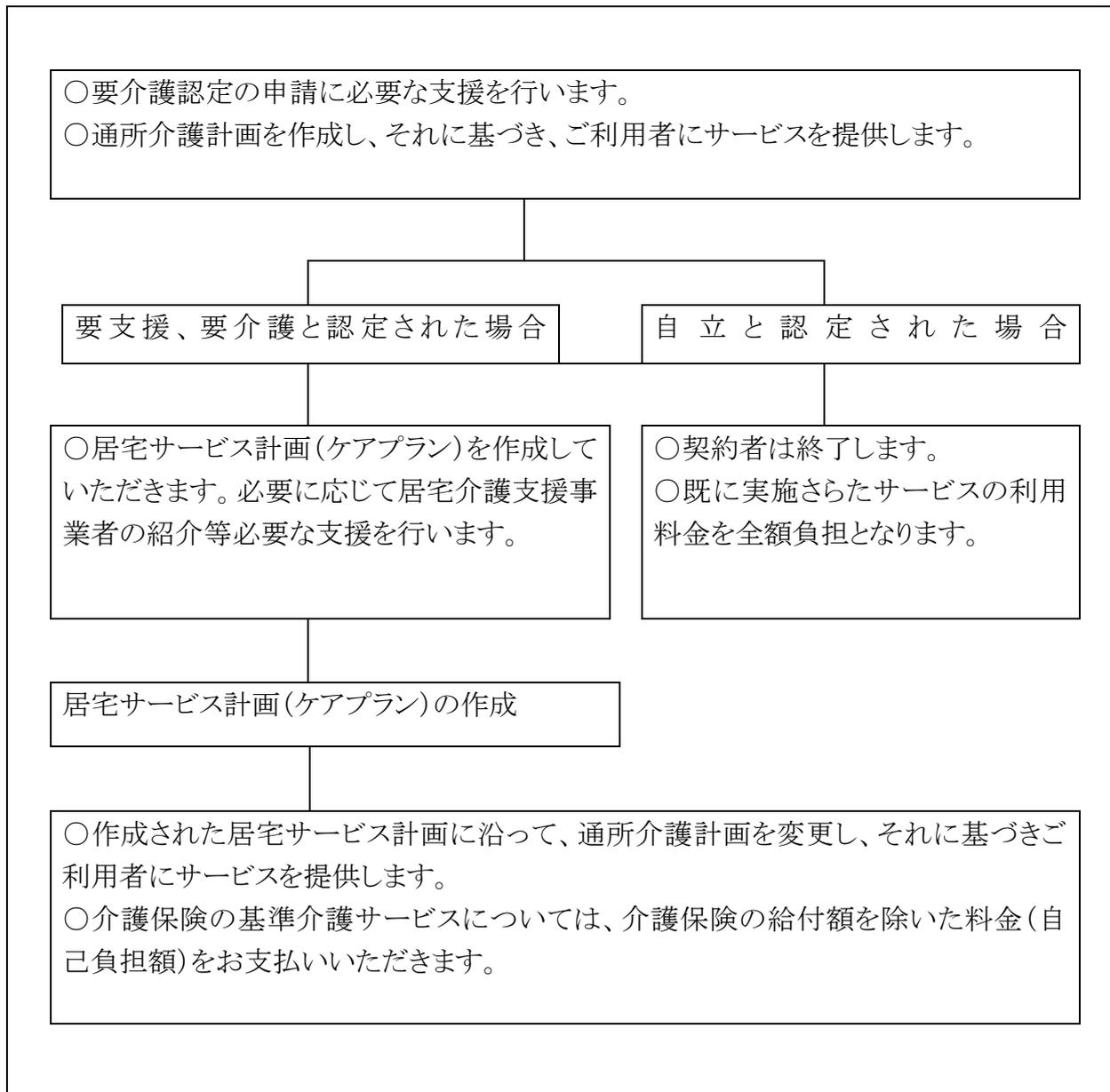


居宅サービス計画(ケアプラン)の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険の基準介護サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額約1割)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合



9. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命・身体・生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮する等、契約書第11条及び第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③事業者は、感染症及び災害、その他緊急の事態が発生した場合にあっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画の作成、研修の実施、定期的な訓練（シミュレーション）を行っていきます。万が一、感染症及び災害、その他の緊急事態が発生した場合には適切な措置を講じます。
- ④事業所は、虐待の発生及び再発防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を行っていきます。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに緊急連絡先（ご家族）や主治医等医療機関、担当ケアマネジャーへの連絡を行う等の必要な措置を行います。
- ⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

10. サービスの利用に関する留意事項

両事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第14条、第15条参照）

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により現状に服していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

- ・事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) 現金、貴重品等の持ち込みについて

- ・現金、貴重品等の紛失は、当事業所での責任を負いかねますので極力持参しないようお願いいたします。万が一紛失した際は、自己責任となります。

(4) その他

- ・物のやり取り及び決められた物以外の持ち込みは禁止となります。

11. 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者が速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 提供するサービスの第三者評価実施状況等

第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することです。但し、現在事業所において第三者評価を実施しておりません。

あり	実施した年月日		
	実施した評価機関の名称		
	当該結果の開示状況	あり	なし
なし			

13. 契約の終了について（契約書第19条参照）

契約の有効期限は、契約締結の日から6ヶ月間となりますが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
但し、事業対象者又は要支援になった場合は別途契約書にて利用を継続することが可能となる。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（以下、参照）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（以下、参照）

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20、21、22条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険の基準介護外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院された場合
- ④利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者のご利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②契約者による、サービス利用料の支払いが1ヶ月以上遅延し、担当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④利用者が、病気治療、入院等によって3ヶ月以上利用ができなくなった場合⑤本人の事由により、1ヶ月以上の長期無利用が継続した場合⑥従業者に対して、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為があった場合又は動画や録音をインターネット等に掲載行為があった場合⑦事業所又は従業員に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為があった場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

14. 連帯保証人について

連帯保証人は、本契約に基づき契約者が事業者に対して負担する一切の債務について金 5 万円を限度として、契約者と連帯して保証します。

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

事業者 社会福祉法人 泰仁会
デイサービス 桜の郷元気 ひたちの長岡
所在地 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3652-32
代表者 理事長 永山 直人 印
管理者 木下 成哲

説明者 所 属 社会福祉法人 泰仁会
 デイサービス 桜の郷元気 ひたちの長岡

職 名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 印

契約者 住 所 _____

 続 柄 () _____

 氏 名 印

連帯保証人 住 所 _____

 氏 名 _____